

総務文教常任委員会資料

令和7年2月5日

教育委員会事務局
こども未来部 こども教育課

目 次

小規模保育事業について

- | | | | |
|---|-----------------------|-------|---|
| 1 | 本市における待機児童・保留児童の現状と課題 | | 1 |
| 2 | 小規模保育事業の実施について | | 3 |
| 3 | 今後のスケジュールについて（予定） | | 5 |

小規模保育事業について

1 本市における待機児童・保留児童の現状と課題

本市では、これまで待機児童・保留児童の解消に向けて、私立認定こども園等の施設整備の助成や保育士等の就労支援などにより保育の受け皿の確保に努め、令和4年度・5年度には待機児童が解消するなど一定の効果はあったものの、下記の表のとおり依然として待機児童・保留児童が発生しているため、その解消は、本市において重要な課題であり、喫緊の対応が必要となっている。

その中でも特に0～2歳児の保留児童が多く、次頁の表のとおり今後も一定の保育ニーズが見込まれるが、現状の保育所・認定こども園での受け入れだけでは保留児童の大幅な減少は困難なため、新たな方法で0～2歳児の保育の受け皿を確保する必要がある。

○認定こども園・保育所入所待機児童数・入所保留児童数の状況

(各年4月1日時点)

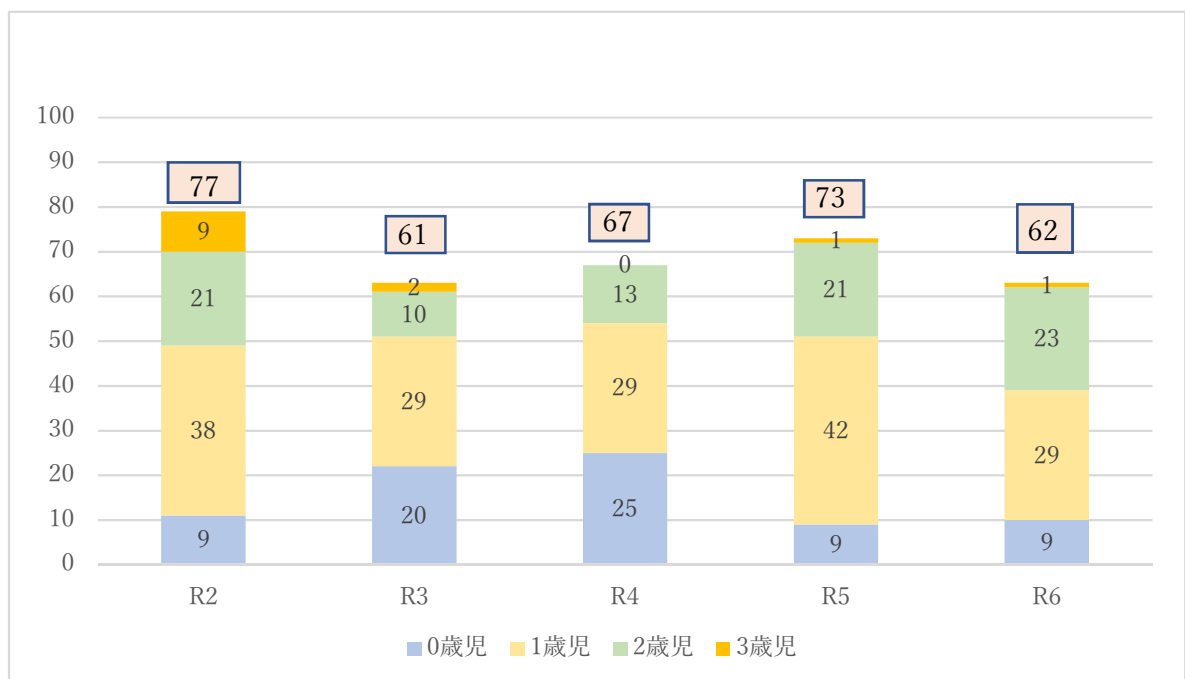
・待機児童数の状況

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児
令和2年度	2	0	0	0
令和3年度	2	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	1	0	0	0

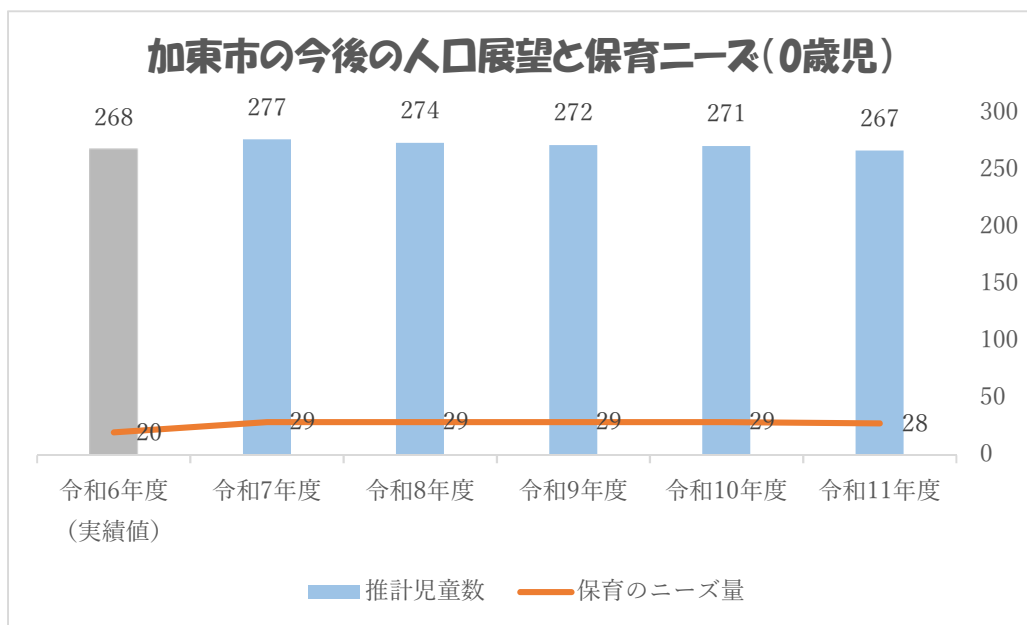
・入所保留児童数の状況

(単位：人)

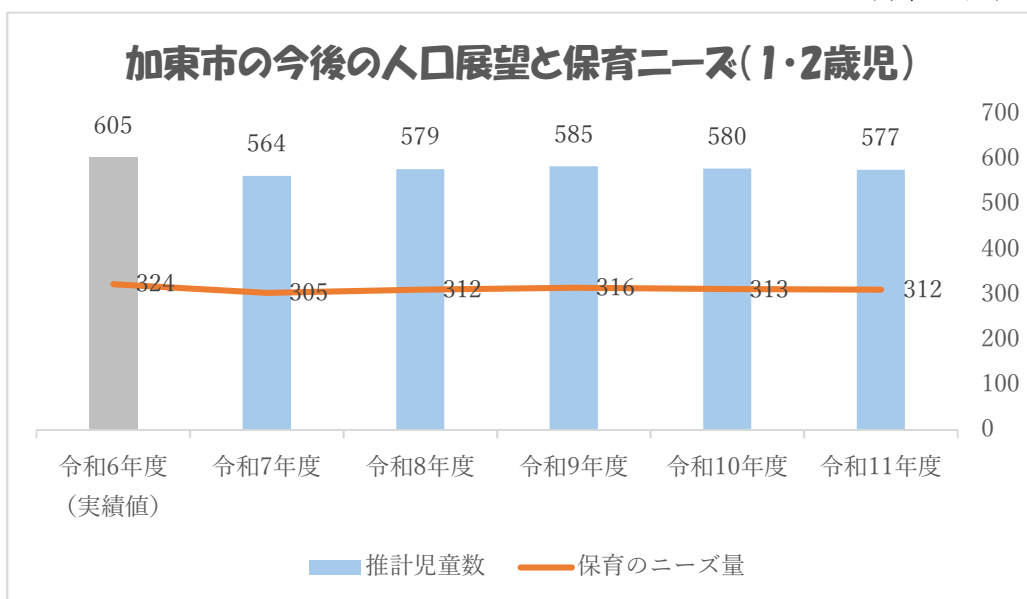


○今後の人口展望と保育ニーズの推測

(単位：人)



(単位：人)



2 小規模保育事業の実施について

(1) 目的

0～2 歳児における保育の受け皿を新たに確保し、待機児童の解消や保留児童の大幅な減少を図るなど本市における喫緊の課題に対応するため、0～2 歳児を対象とした、定員 6～19 人の比較的小規模な事業である小規模保育事業を新たに実施し、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を提供する。なお、実施については、保育士の配置基準が認可保育所に近い「小規模保育事業 A 型」を民間事業者が設置・運営する。

(2) 実施時期

令和 7 年度に小規模保育事業 A 型を設置・運営する民間事業者を募集し、令和 8 年度中に民間事業者による小規模保育事業所を開設する。

(3) 事業の概要（案）

令和 7 年度に予定している事業者募集の概要（案）は以下のとおり。

募集事業所数		2 事業所
対象児童		0 歳児から 2 歳児
定員（1 事業所あたり）		19 人（0 歳児：3 人、1・2 歳児：16 人）
施設		事業者が所有又は賃借する物件
設備及び面積	保育室等	1 人当たり 3.3 m ² （0 歳児・1 歳児） 1 人当たり 1.98 m ² （2 歳児）
	屋外遊戯場	幼児 1 人につき 3.3 m ² （付近にある屋外遊戯場に代わる場所も可）
	調理設備・便所	設備を設けること（面積の指定はなし）

(4) 事業費（見込み）

		R7	R8～
事業内容		施設整備等	運営費等
事業費		約 3,900 万円	約 8,400 万円
財源内訳	国県支出金	約 2,600 万円	約 6,000 万円
	一般財源	約 1,300 万円	約 2,400 万円

(5) 小規模保育事業の類型、メリット・デメリット

小規模保育事業は、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するために、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の一つとして新設された事業で、「A型」（認可保育所の分園に近い類型）、「B型」（中間型）、「C型」（家庭的保育に近い類型）の3種類の認可基準を設定しており、それぞれの基準は以下のとおり。

ア 小規模保育事業の認可基準

事業類型	職員		利用定員	保育室等	給食	
	職員数	資格				
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準+1名	保育士	6人以上19人以下	①0歳・1歳児： 1人当たり 3.3㎡ ②2歳児： 1人当たり 1.98㎡	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士 (保育士以外には研修実施)	6人以上19人以下	①0歳・1歳児： 1人当たり 3.3㎡ ②2歳児： 1人当たり 1.98㎡	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
	C型	0~2歳児 3:1 (補助を置く場合、5:2)	家庭的保育者 ※1	6人以上10人以下	0~2歳児： いずれも 1人当たり 3.3㎡	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員

※1 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認める者

〈参考〉

認可保育所	①0歳児 3:1 ②1・2歳児 6:1	保育士	20人以上	①0・1歳児 ・乳児室 1人当たり 1.65㎡ ・ほふく室 1人当たり 3.3㎡ ②2歳児以上 ・保育室等 1人当たり 1.98㎡	・自園調理 (公立は外部搬入可) ・調理設備 ・調理員
-------	------------------------	-----	-------	--	--------------------------------------

イ 保育所と比較した小規模保育事業のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2 歳児の受け皿の拡充 ・ 家庭に近い環境での保育が可能 ・ 少人数保育であるため、一人ひとりの子どもに目が届きやすい環境にあり、きめ細やかで質の高い保育の提供が可能（保育所の配置基準+1名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭がない（園庭が狭い） ・ 0～2 歳児を対象としているため、その後の（3 歳児以降）の転園先を探す必要がある。

3 今後のスケジュールについて（予定）

内容	実施時期（予定）
募集要項等の公表	令和 7 年 7 月
プレゼンテーション審査の実施	令和 7 年 8 月
実施事業者決定	令和 7 年 9 月
開設準備（施設改修等）・認可手続き	令和 7 年 10 月～
小規模保育事業所の開設	令和 8 年度中